B　温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	無税
(a)　製油の原料として使用するもの	一キロリットルにつき二四九円
(b)　その他のもの	無税
(五)　潤滑油（流動パラフィンを含む。）	
A　温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	四・六％
B　その他のもの	九・六％
(六)　その他のもの	四・八％
二　その他のもの	三・九％
廃油	
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの	無税
その他のもの	無税
二七一〇・九一	
二七一〇・九九	

別表第二八類に号注として次のように加える。

号注

1　第二八五二・一〇号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第二九類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

別表第二八・五二項を次のように改める。

二八・五二	水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）
二八五二・一〇	化学的に単一のもの
一　認証標準物質	無税
二　無機化合物及びその製品	無税
(一)　硫酸塩	
(二)　写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	四・六％
(三)　その他のもの	三％
三　有機化合物及びその製品	
(一)　植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
A　タンニン及びその誘導体	三％
B　その他のもの	無税
一　たんぱく質系物質及びその誘導体（アルブミナートその他のアルブミン誘導体を除く。）	六・八％
(三)　その他のもの	三％
二八五二・九〇	
その他のもの	
一　無機化合物及びその製品	
(一)　多硫化物	無税
(二)　その他のもの	二・五％
二　有機化合物及びその製品	
(一)　スルトン及びスルタム	無税
(二)　その他のもの	二・五％

別表第二九類の注2中(k)を(l)とし、(i)から(j)を(k)とし、(h)を(i)とし、(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)の次に次のように加える。

(e)　第三〇・〇二項の免疫産品

別表第二九・〇三項を次のように改める。

二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・一一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	四・六％
二九〇三・一二	ジクロロメタン（塩化メチレン）	四・六％
二九〇三・一三	クロロホルム（トリクロロメタン）	四・六％
二九〇三・一四	四塩化炭素	四・六％
二九〇三・一五	二塩化エチレン（ＩＳＯ）（一・二―ジクロロエタン）	四・六％
二九〇三・一九	その他のもの	四・六％
二九〇三・二一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）	四・六％
二九〇三・二二	塩化ビニル（クロロエチレン）	四・六％
二九〇三・二三	トリクロロエチレン	四・六％
二九〇三・二九	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）	四・六％
	その他のもの	四・六％
二九〇三・三一	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	
二九〇三・三九	二臭化エチレン（ＩＳＯ）（一・二―ジブロモエタン）	四・六％
	その他のもの	四・六％
二九〇三・七一	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	
二九〇三・七二	クロロジフルオロメタン	四・六％
二九〇三・七三	ジクロロトリフルオロエタン	四・六％
二九〇三・七四	ジクロロフルオロエタン	四・六％
	クロロジフルオロエタン	四・六％